

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」発出について

1月13日、国において愛知県・岐阜県はじめ7府県に対し、2月7日まで緊急事態宣言が発出されました。

村民の皆様におかれましては、引き続き感染予防のため「手洗いの実施」「マスクの着用」、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」がそろそろ場への外出や、集まりへの参加は避けて頂きますようお願いいたします。

尚、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康維持のため必要な場合を除く不要不急の外出自粛も併せてお願いいたします。

息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は下記までご相談ください。

◆平日の午前9時から午後5時30分

新城保健所 電話 0536-23-5999

◆夜間・休日

夜間休日相談窓口 電話 052-856-0315

重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方、妊娠中の方につきましては、早めにご相談をお願いいたします。

村民の皆様一人一人の行動が感染防止につながりますので皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

令和3年1月14日

豊根村新型コロナウイルス感染症対策本部